

会計年度任用職員を募集します

(福祉推進部 子育て支援課)

職種	臨床心理士(補助員)	
募集人数	1名	
業務内容	巡回保育相談業務及び発達相談	
応募資格	・臨床心理士、公認心理士資格取得者 ・臨床心理士、公認心理士資格取得見込または資格試験受験予定者で、WISC・K 式検査実施可能な方 ・普通自動車運転免許取得者 ・Word、Excel 等基本的なパソコン操作ができる方	
任用期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	
勤務日	月曜日から金曜日 ※勤務日は相談に応じます。	
勤務時間	週30時間 ※勤務時間帯は相談に応じます。	
勤務場所	宜野湾市役所 子育て支援課(本庁1階)	
休暇	年次有給休暇	任用期間、経験等に応じ最大20日付与 ※初年度は最大12日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加
	その他の有給休暇	病気休暇(最大年6日)、子の看護休暇(最大年5日)、夏季休暇(最大3日)、忌引休暇、産前・産後休暇、配偶者出産休暇等
	無給休暇	介護休暇等
報酬額(時給額)	1,437円～1,788円(資格・経験年数に応じて決定)	
報酬支給日	月末締め、翌月15日支払い ※期末勤勉手当については、6月10日及び12月10日支払い	
諸手当	期末手当	あり
	勤勉手当	※任用期間等により対象とならない場合があります。
	通勤手当	距離に応じ支給
※報酬、諸手当、休暇等については条例、規則の改正等により変更となる場合があります。		
社会保険	週の勤務時間が30時間以上かつ2ヵ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び市町村共済組合保険の適用となります。 ・週の所定労働時間が20時間以上30時間未満 ・報酬の月額が8.8万円以上であること ・雇用期間が2ヵ月以上見込まれること ・学生でないこと ※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。	
雇用保険	以下の要件を満たす場合は対象となります。 ・週の所定労働時間が20時間以上	

	<p>・31日以上継続して雇用される見込みのもの ※但し、任用期間等によっては対象外となる場合があります。</p>
労災保険	あり
必要書類	宜野湾市会計年度任用職員申込書(※様式あり)※一般の履歴書でも可
応募方法	上記申込書を下記問い合わせ先へ令和6年2月14日(水)必着で提出してください。郵送可(2月14日消印有効)
選考方法	<p>1次審査 書類選考(1次選考結果は通過者のみ2月21日(水)までに電話にて連絡します)</p> <p>2次審査 面接(1次審査の書類選考通過者のみ)</p> <p>※2次審査の面接については、別途、お知らせします。</p>
備考	※本事業予算は3月議会の承認を経て決定されるため、採用の内示については、あくまでも内定として取り扱われるため、確定ではないことをご了承ください。
問合せ先	<p>宜野湾市 福祉推進部 子育て支援課 〒901-2710 宜野湾市野嵩 1-1-1 TEL:098-893-4156 担当:富濱(トミハマ)</p>